

小郡宰判秋穂塩田会所文書 目録と解題

熊野 一就
山元 康平

第一章 史料の性格・特徴

①文書群の保存状態、整理過程、目録作成過程の概要について

この解題および目録は、山口大学人文学部人文学科の石田俊研究室が所有する「小郡宰判秋穂塩田会所文書」（以下、当該文書群）のものである。当該文書群は、周防国吉敷郡小郡宰判秋穂庄本郷（以下、本郷）に由来し、研究室が古書店「書肆つづらや」の商品目録を通じて存在を知り、二〇二〇年一月に購入した。現在は山口大学総合図書館の所蔵となっている。

はじめに、当該文書群の保存状態を述べる。まず古書店に入荷した当時は、冊子を除いてほぼすべて筒状に折りたたまれていたものの、一部、包紙に包まれたもの、一括して紙縫りをかけられたもの、近代封筒に収められたものがあつたという。

次に購入後、研究室に届いた際は、以下のように整理されていた。すなわち、全点とも、折りたたまれた状態から開かれ、分類番号別に薄葉紙に包まれたうえでビニール製の無色透明な外袋に入っていた。なお外袋には、当該文書群名（「小郡宰判秋穂塩田会所文書」文

書原本または控）および分類ごとの名称が明記されたラベルが張り付けられていた。さらに、各点の付属物は薄葉紙で一括に包まれており、紙縫りで一括されていたと思われる文書については、一度紙縫りを外されたうえで、再度紙縫りで一括されたと思われるものや、外された紙縫りとともに一括して薄葉紙に包まれているものがあり、原状を正確に反映していない可能性があることには注意が必要である。以上が、当該文書群の保存状態である。

次に、当該文書群の整理過程、および目録の作成過程を述べる。整理は、二〇二〇年度前期大学院講義「日本歴史論」と同年度後期大学院演習「日本歴史論演習（近世の社会）」³で、熊野、山元の両名が行った。

手順としては、まず、薄葉紙で包まれ、外袋に入っていた史料を取り出し、一点ずつ目録用紙を作成しつつ、写真撮影を行ったのち、中性紙製の封筒に入れ替えたうえで（外袋は別置保管）、全ての文書を中性紙製の段ボール箱に入れた。一通り整理したのち、一点ずつ、史料を翻刻および精読し、表題の設定、目録の作成に移っ

た。

次に、目録の作成過程を述べる。目録は、整理過程で作成した目録用紙に則っている。用紙には一五項目（史料番号、史料名、作成者、宛先、作成年月日、書出、法量、形状、料紙、員数、一括の可否、虫損や水損などの有無、欠損（前欠・後欠の有無）、破損状況（備考）を明記した。表題設定では、すでに表題が存在する史料はそのまま採用したが、表題が確認できない場合は、内容題を付して亀甲括弧で表示した。なおそのまま表題を採用したものの、理解のしやすさを考慮し、括弧付きで内容を付記した史料もある。

以上の手順を経て、目録として整理した。その際、目録では前記目録用紙のうち、一括の可否や欠損状況は備考にまとめ、虫損や水損などの有無や破損状況、料紙は省いたため、残る九項目を記した。以上が当該文書群の整理過程、および目録の作成過程である。

②文書群の性格について（点数・作成時期・形式）

次に、当該文書群の性格を述べる。総点数は六六点で、年代は天保九年（一八三八）から万延元年（一八六〇）と、おおよそ江戸時代末期のものである。形式は、①書状（同控も含む）が二五点と最も多く、②次に覚書（「覚」の表題がある文書）が二点、③そのほか（嘆願書（同控も含む）、その回答（同上）、事件についての記録、触書写し、絵図など、一ないし数点ずつ）の三つに大別できる。

③文書群の性格について（作成時における花香・中津江地区の概要）

次に、当該文書群が作成された江戸時代末期における花香、中津江（中杖）地区の概要を述べる。

まず、両地区の位置づけを述べる。両地区は、萩藩領である小郡宰判のうち、秋穂庄本郷に属していた。

ここで本郷の内部構造を述べる。天保一三年時の情報が記された『防長風土注進案』一四⁴によると、本郷は、下村、中野村、天田村、宮ノ旦那村、黒潟村、秋穂浦、中道、青井村の八区域で構成されていた。内訳より、当村は稲田や畑、塩田のほかに漁場も含んでおり、農業・塩業・漁業と、主に三種類の産業により成立していたと分かる。

なお、以上八区域のなかでの花香・中津江地区の所属も見ておく。『秋穂町史』によると、両地区は秋穂浦に属していたようだ。どの段階かは不明だが、秋穂浦の範囲は両地区を含む三〇小村だったという。ただ寛永二年（一六二五）以降、検地などにより秋穂浦のうち一〇小村と秋穂庄沿海の海上権が萩藩士の井原家に分給された際、井原家領に編入されなかった秋穂浦域内の田畠は、蔵入地として下村に属した。前掲『防長風土注進案』⁷で、花香が下村の項目に明記されているのは、このためであろう。なお、中津江の所属は書かれていないが、秋穂浦域内であったことは間違いないであろう。

花香・中津江地区の支配体系を見る。両地区は秋穂浦に属していたが、同時に蔵入地でもあった。しかし、文政三年（一八二〇）七

月に萩藩士の益田家が花香を、同年同月に萩藩士の繁沢家(図書)が中津江をそれぞれ分給され、さらに中津江では文政十二年十二月に繁澤家末家の玉井正左衛門へ、天保六年十月に繁澤図書次男の日野竜之進へそれぞれ分与された結果、最終的に両地区はそれぞれ益田家、日野・玉井両家の給領地になった。

次に石高に注目する(表参照)。本郷の総石高は五八六石四斗八合で、内訳は蔵入地(下村、中野、天田、宮ノ旦、秋穂浦が相当。なお浦のうち井原家領は慶応二年(一八六六)以降蔵入地)が三五五石二升六合で約六割、撫育地(中津江の一部が相当)が三石九斗八升二合で一割未満、給領地(花香・中津江以外では、黒湯村(吉敷毛利家領)、中道(布施家領)、青井村(金山家領)が相当)が二三〇七石四斗で約四割である。

このうち、花香または中津江の両塩田が本郷で占めた割合をみる。前者は四二七石二斗と、本郷のなかでは約七分、本郷における益田家領(四四五石九斗)のなかでは約九割である。一方の後者は四二〇石三斗と、本郷のなかでは約七分、本郷における日野・玉井家領(四四四石)のなかでは約九割である。すなわち両塩田とも、本郷での割合は必ずしも高くないが、益田および日野・玉井両家の、本郷給領地における割合は高いという特徴が認められる。

④文書群の内容について

当該文書群の内容は多岐にわたるが、主には、塩相場関係、花

香・中津江両浜と秋穂浦間での紛糾関係⁹、花香塩田の仮石盛関係、石崎浜関係、石炭関係などがある。前者三つの内容は第二章以降で検討する。よって以下では後者二つの内容についてその概要を述べる。

まず石崎浜について述べる。花香塩田は時期によって多少の変化はあるものの、概ね一番から一番までの一枚の塩浜で構成されていたようであり、この内九番にあたる塩浜が石崎浜であった¹⁰。石崎浜の所有者は土山家であり、地理的要因から塩付きが悪く、開立にも難渋したようである¹¹。

当該文書群は石崎浜関係の史料を七点程収録しており、いずれの史料も花香塩田における石崎浜の位置づけや土山家による石崎浜経営の実態などを明らかにする上で重要なものといえよう。これらの史料から、石崎浜の開立が弘化二年(一八四五)八月時点において、花香塩田内の他浜と比較して遅延しており、それが花香塩田全体の問題として捉えられていた様子¹²や、また、土山家が嘉永五年(一八五二)から五年契約で石崎浜を三巻新蔵へ貸与しようとしていた様子¹³などが窺える。

次に石炭について述べる。塩田において石炭は煎熬の燃料として利用されていた。長州藩で石炭の使用が開始されたのは、安永期から天明期頃(一七七二～一七八九頃)とされ、当初は品質の良い筑前炭を使用していたが、その後、長州藩内で採掘され、価格・輸送費共に安価であった有帆炭を使用することが多くなり、一時は筑前

炭の入手が困難になって、豊前・肥前炭も使用したという¹⁴。

当該文書群は石炭関係の史料を六点程収録している。これらの史料を確認すると、弘化三年頃の花香塩田では、前述の有帆炭よりも筑前炭などの他藩から輸入した石炭（他国炭）を盛んに使用していたことがわかる。よって同時期の花香塩田では、他国炭による石炭焼きが主流であったと考えられる。また石炭の使用状況から、弘化三年には既に花香塩田において製塩が開始されていたことがわかる¹⁵。

第二章 塩田会所について

当該文書群の作成主体は、本郷のうち花香、および中津江地区に設置されていた塩田会所（以下、会所）と考える。

以下、本章では会所の性格を考察する。会所とは、塩業を成立させるために、浜人・浜子・商人・職人などを統轄する機関として各塩田に設けられていたようである¹⁶。会所には、塩業全般にわたる事柄を処理する浜掛り役人（年寄・直立・石炭改め・塩廻し・日雇頭）と雇人である会所人が勤めていたようである¹⁷。中でも年寄は会所を運営する役職であったようである¹⁸。

このような性格を持つ会所が、花香・中津江両塩田にも設けられていたようである。前者の会所は、天保九年九月に、後者の会所は同一二年二月に、それぞれの製塩業者が申し合わせたうえで組織しており、安政六年（一八五九）正月、両会所は合併して「花中塩田

会所」と改称したという¹⁹。

花香塩田会所（以下、花香会所）において、年寄を勤めた人物が、当該文書群のなかでも多く登場する藤田庄左衛門（正左衛門、昌左衛門）である（計二三点）。藤田家は、貞享四年（一六八七）から続く旧家で、開祖は柿野六兵衛の次男、市郎兵衛という。市郎兵衛には五人の子がおり、庄左衛門は市郎兵衛三男・三右衛門（「本家」から分かれた「屋戸」藤田家の当主であったようだ。庄左衛門は、西ノ浦塩田で三塩戸を持つ塩田地主（浜主）として、経営経験を有しており、その関係上、花香塩田の築立時に銀主と浜主の間で問題が発生した際、解決に当たったという。その働きを給主の益田家から認められた庄左衛門は、花香塩田の年寄役を任命された。庄左衛門は、年寄役として花香塩田の経営を担った存在であった²⁰。

花香会所の全体像は明らかではないが、藤田のような浜掛り役人、あるいは会所人名義の史料から、その概要を復元すると、以下のこと可言えよう。

まずは、石炭をめぐる業務である。花香会所の会所人安右衛門は、中津江塩田会所（以下、中津江会所）の良左衛門より依頼を受け、管轄下の各浜主に一年分の石炭使用量を通達させている²¹。目的は不明だが、来期の石炭使用量を見極める指標にしようと考えたのかもしれない。

次に、塩相場をめぐる情報収集についてである。長州藩における塩相場の決定は三田尻大会所（以下、大会所）によってなされた

いう²²。大会所は三田尻宰判の下に置かれ、大年寄をもって長州藩内の塩業全般を統轄しており、大年寄の下部機構に年寄役が置かれたという²³。大会所において決定された塩相場は、その都度大会所から会所並びに問屋へ通知することになっていたという²⁴。

花香会所では売塩にあたり、その相場を大会所に問い合わせる答を得ている²⁵。また三田尻浜から相場情報を得る²⁶ほか、大会所から他会所（長浜会所）宛の書状（相場を記載したもの）の写し²⁷も収集しており、相場の把握に余念がなかったことがわかる。花香会所が大会所や近隣の会所から、能動的に情報を得ようとしていた様子が窺える。また、中津江会所とも売塩相場に関わる情報が共有されている²⁸。

ほかに、石崎浜の処理をめぐり、給庄屋の山内六左衛門や、開発出資者の土山久七から連絡を受けたもの²⁹、秋穂浦との紛糾³⁰をめぐる対応につき、心得を浜年寄らに確認しているもの³¹などがある。

このように、石炭の使用量や塩相場をめぐる情報収集などの財務関係、さらには、塩田管理や秋穂浦との紛糾問題など、塩田の経営に関わる諸案件について、会所間、あるいは会所人を通じて給庄屋、浜年寄などとの間で連絡をとりつつ処理していた様子が窺えよう。

第三章 花香浜浦方参り懸り一件

次に「花香浜浦方参り懸り一件」を見る。これは、嘉永元年二月から翌二年四月、塩業を生業としていた花香・中津江両地区（「浜方」と塩業を生業としていた秋穂浦（「浦方」との間で起こった事件である。当該文書群には、この事件に関連する史料が二六点と多く存在する。まずは概要を見る（詳細は年表①参照）。

前提として、塩業を営んでいた長浜地区と秋穂浦の関係を見る。長浜側は、塩田操業上必要な入替砂を、秋穂浦海域で採取していた。浦方は、漁事に支障を来すと採砂を拒絶した。長浜側は、漁事を妨げる採砂はしないとし、代価の支払いを提示し、文化四年（一八〇七）に交渉を成立させた。浦方に利益をもたらす契約が成立していた。

嘉永元年二月八日、花香・中津江両浜は、秋穂浦年寄の平原七左衛門から、長浜と同様の契約を提案された。しかし、両浜は入替砂を大海湾から購入していたため、応じなかった。

すると、三月二三日、中津江浜住民が、従来通りの場所で北国船をたてていると³²、浦方が、火の用心が悪いとして中止を要請した。中津江浜が要請を聞き入れないと、浦方は消火した。

その後、四月中旬に小郡宰判代官の祖式半左衛門忠周が出郡し、浜方、浦方、船たて用の藜草を管理していたたで屋などの間で協議が重ねられ、嘉永二年四月、①両浜から浦方へ、上荷船³³の利用代金として、三隻あたり札銀二四匁を支払う、②船たて場は、花香浜

側は花香山麓の腰入川内、中津江浜側は沖土手北面の南入川内に各々変更、③両浜から浦方の海上諸役に対し、各々元銀一貫八〇〇目を小郡宰判に預け、その八分相当の利銀を浦方に渡すという契約のもと、解決した³⁴。以上が概要である。

次に、文書群から事件をみる。これは塩田会所の史料であるため、浜方の事情に詳しい。

一点目は、当該事件をめぐる浜方の認識を把握できる点である。浜方は、事件の起点が、秋穂浦の契約を断った嘉永元年二月にあると理解する³⁵。結果船たてを中止され、塩業従事者である寄せ子、日雇、中使の派遣停止、上荷船の援助停止、浦方海域で捕れた魚の不売、浜方産食塩の不買といった、様々な嫌がらせを受けたと理解する³⁶。ただし、浦方の史料³⁷と照合すると、一面的な認識に過ぎなかつたと分かる。塩業従事者の派遣停止は、浜方にとっては一方的な嫌がらせに映つたようだが、浦方にそのつもりはなく、浦方が派遣した百姓・庄蔵が、中津江浜への出入を禁止されたため、それ以上の関係悪化を恐れ、浜方と距離を置いたに過ぎないという³⁸。本心かは不明だが、浜方と浦方で、互いの認識が異なっていた点に留意する必要がある。

二点目は、花香浜年寄・藤田庄左衛門の動向が窺える点である。藤田は、浜年寄として、領主・益田家と対応を協議すべく、秋穂から萩へ向かつた形跡がみられる³⁹。

三点目は、浦方の百姓にして、浜方の業務を担っていた「蓼屋万

右衛門」の存在である。万右衛門は、天保九年に「たて草株沓ヶ所」を期限付きで付与され、運上銀の納入を命じられていた⁴⁰。彼は浦方の百姓だったが、世帯が困窮し、出稼ぎとして花香浜の築立に従事していたところ、如上の株を得たという⁴¹。しかし、嘉永元年三月二三日、浦方が浜方の船たてを中止させた際に万右衛門も浦役所に呼ばれ、船たての中止を命じられた。万右衛門は、花香浜から交付された「御奉書」を理由に、花香浜の指示を得て対応すると述べ、同時に益田家へは、「難洪者」との理由で、善処を希望している⁴²。浦方に属しつつ、浜方の役目を果たす万右衛門のような存在がいた点は、江戸時代における身分と役目の関係を考慮するうえで、参考になる。

なお、事件の意義は以上にとどまらない。そこで以下では、前掲『藤田滋雄家古文書集』や、同じく前掲『周防國秋穂浦文書』といった、浜方・浦方の史料から指摘する。

まず、浦方と浜方の関係や、パワーバランスが窺える点である。当該期、浦方の海上権は井原家が有していたが、それは浦方一統の権限でもあった。その権限は上荷船の運用にもかかっており、浜方は塩業の運営上、これに頼らざるを得なかつた⁴³。さらに難破船の処理も担っていたようだ⁴⁴。一方で浦方も、浜方に金銭を要求しており、彼らも浜方の存在に依存していたと言える。最たるものが人材の往来である。浦方の住民は、出稼のため浜方の塩業に従事し、浜方は浦方の住民を利用し、塩業を営んでいた。まさに一蓮托生で

ある。ただ、柳澤京子氏が指摘するように、浦方が自身の役負担を艇子に、有利な立場を得ようとしていた点も事実であろう。役負担は半ば恒久的なもので⁴⁵、藩も浦方の主張を軽視し得ず、最終的に浦方優位の判決が出たと考える。その態度は、勘場が作成したと考えられる「申論之心覚」で「浦人ハ兄、浜人ハ弟」とある⁴⁶ことからも明らかである。浦方優位の相互依存が、実態であろう。

次に、浦方の支配領域に知行地が新設されると、どのような問題が起り得るかである。花香・中津江両浜は、給領地化以前、蔵入地であり、かつ浦方の管轄圏でもあった。そして浦方は、海上の干潟について、給領地の築立が完成するまでは、分給済の給領地でも浦方の支配圏と認識していた⁴⁷。しかも給領地の新設は、浦方にとり「網引場減し鰯干場も近辺ニ無之様相成」迷惑なものだったとい⁴⁸う。この認識が浦方の態度を硬化させた背景であったのだろう。

そして、こうした問題を收拾したのは萩藩の代官であった。代官は、浦方と浜方のいずれも給領地であり、かつ領主が異なっていたため、各々と交渉しつつ事態を收拾した⁴⁹。なお、領主ごとで給領地への関与にも差異があったようだ。浦方領主の井原家は「地方御書附」を根拠に「領地之懸り合給主トして不可取持」との態度をとった⁵⁰一方、花香浜領主の益田家は、「諸事屋輔ニ可相伺」と、自家の裁量に拘った⁵¹。この姿勢が、問題の解決を翌年まで長引かせていく⁵²。

第四章 花香浜における仮石盛前後の動向

本章では花香浜における仮石盛前後の動向を、浜方と益田家との間に生じた諸問題に焦点を当てて見ていく。仮石盛とは、本石盛に先立って行われ、仮石盛が済むと実質的な年貢徴収が開始されたようである。しかし、仮石盛に不公平な点があれば本石盛の際に訂正される可能性があったようである⁵³。花香浜でも仮石盛後、多くの浜主が、仮石盛による石高は高すぎるとして益田家に石下げを願ったという⁵⁴。暫定的ではあるが、石高が決定する仮石盛は浜方と益田家の双方にとって重要事項であったと言えよう。

当該文書群の史料によると、この仮石盛前後に既述の石高是正の要求以外に大きく二つの問題が生じていたことが窺える。本章ではこれら二つの問題について「須佐御領小郡御才判秋穂花香御開作方控」⁵⁵や前掲『藤田滋雄家古文書集』を適宜利用しながら、浜方と益田家の双方がどのような対処を行い、解決に至ったのかを検討していく。これは近世長州藩内の給領地における塩田経営の実態を明らかにする上で意義があると考ええる。

まずは前提として花香浜の築立から仮石盛に至る過程を見ていく（詳細は年表②参照）。

花香浜の築立は天保三年に、花香浜の大黒屋久右衛門が歛下年限二五年で願い出て、益田家に承認されて開始された。その後、資金不足により一時頓挫することとなるが、土山藤八と渡辺権左衛門の尽力により、天保六年に潮留めが行われ、塩浜開立が開始され

た⁵⁶。その二四年後である安政六年一二月に花香浜の仮石盛は行われた。

一つ目の問題は仮石盛が行われる一年前の安政五年に生じた。それは浜方と益田家の間で歛下年限の認識に一年間の齟齬が生じていたという問題である⁵⁷。

事の発端は、安政五年に花香浜の歛下年限が終了することをもって仮石盛を行い、翌年から年貢の徴収を開始することを益田家が浜方に下知したことによる⁵⁸。この下知を受けた浜方は、花香浜の歛下年限は、証文に記載のある二五年間（天保三年から安政三年まで）に、浜方が自力で石腰や石垣を組み整えた三年間（安政四年から同六年まで）を加えた計二八年間（天保三年から安政六年まで）であると主張し、安政六年分の年貢上納を宥免してもらえよう益田家へ嘆願した⁵⁹。この嘆願に対し益田家は聴許できないとしながらも、浜方の嘆願もやむを得ないものであるとして、当問題の対処を山内道祖松へ一任することとした⁶⁰。道祖松は、文久二年（一八六二）から元治元年（一八六四）まで中郷の庄屋を務め、また同時に秋穂・大海の小都合庄屋を兼ねていたと考えられ⁶¹、秋穂では名の通った人物であったと言えよう。

当問題では安政六年分の年貢について、宥免してもらいたい浜方と、徴収したい益田家との間をどう取り持ち、収めるかという点に道祖松の力量が試されたといえる。そこで道祖松は、浜年寄の藤田庄左衛門と共に銀一貫五〇〇目を益田家へ上納することで、安政六

年分の年貢の徴収を益田家に宥免してもらおうという案を立てた。同案は道祖松が庄屋の山内休兵衛との談合を通じて立案したものであり⁶²、これに庄左衛門が賛同したことで道祖松と庄左衛門両名の連名で益田家に願い出され⁶³、これを益田家が聴許したことにより⁶⁴、解決に至った。

当問題の解決を益田家が自家の家臣ではなく、道祖松に一任したのは、同人が秋穂の有力な庄屋であったことが大きな要因であったと考える。即ち益田家は、庄屋として秋穂の事情に精通し、人脈のある道祖松を用いることで、問題の円滑な解決を図ったと考える。道祖松はこの期待に応え、山内休兵衛や藤田庄左衛門と折衝し、問題の解決に至った。

以上に見た道祖松の働きにより、仮石盛は安政五年から安政六年一二月に延期となった。安政六年一二月の仮石盛は、七日から一日までの九日間にわたって行われた⁶⁵。この仮石盛により浜主達は浜一四町余の石貫銀・御馳走銀・その他総計銀七貫七〇目九分を、翌万延元年より益田家へ上納することとなった⁶⁶。

二つ目の問題は仮石盛後の万延元年四月に生じた。それは、仮石盛による石高が高いため、浜方から勘場や小都合庄屋へ諸掛物が上納できないという問題である⁶⁷。

花香浜は、益田家が藩府から土地を開作する権利を許された拝領開作の地であったため、開作成就の後、石盛が行われて、益田家の知行地に加給される手順となっていたようである⁶⁸。藩府にとって

石高は、領地支配の様々な基準となっていたため、家臣の石高の変動は重要事項であったといえる。よって花香浜の石高を益田家の知行に加給するには、藩府の許可が必要であったと考えられる。

藩府の許可を得て花香浜の石高が益田家の知行に加給された場合、浜方は益田家への石貫銀に加え、勘場や小都合庄屋へも掛物を上納する必要があった。しかし当時の浜方は、塩田の石高が高かったため、石貫銀の上納のみで精一杯という状況であった。よって浜方は、今後花香浜の石高が益田家の知行に加給された場合には、諸掛物は、益田家から各所へ上納するよう益田家に対して願い出た⁶⁹。

浜方から益田家へ前述のような願い出がなされた時点では、花香浜が益田家の知行地に加給されるか否か判断としていなかったことがわかる。花香浜の浜惣代である中屋勝五郎と徳重屋長次郎は、加給された場合を見越して、山内休兵衛や藤田庄左衛門を介して益田家へ如上の内容を願い出たのである。後日この願い出は益田家に聴許された⁷⁰。浜方の願い出がそのまま益田家に聴許される場合があったことがわかる。

以上、浜方において問題が生じた場合、浜方において作成された願書や嘆願書が、庄屋や浜年寄を介して益田家へ上申され、益田家の裁量により聴許するか否かが判断されたようである。また聴許できない場合は、当地の有力な庄屋が浜方との折衝に当たる場合もあったようであり、領主である益田家は浜方と円滑な問題解決を

図っていたと言えよう。

その後、花香浜の年貢徴収は万延元年から行われ、浜方は石貫銀、普請銀、出張費などの諸雑費を七月と二月の二回に分けて益田家へ上納したようである⁷¹。このうち普請銀は、花香浜における諸施設の修繕を目的に徴収されるものであり、花香浜として毎年銀一貫五〇〇目を上納することが安政七年三月に益田家によって定められ⁷²、各浜主が分担して負担し、年貢と共に益田家へ上納した⁷³。このように、仮石盛が行われたことにより、花香浜における各浜主の様々な税負担が決定していくこととなる。

1 現在の山口県山口市秋穂東。

2 『書肆つづらや近世史料目録』四〇、二〇一九年十二月。

3 いずれも担当教員は石田俊。

4 山口県文書館編、山口県立山口図書館発行、一九六四年。

5 前掲『防長風土注進案』二二六頁。

6 秋穂町編集・発行、一九八二年。一〇一、二四九頁。

7 二六六頁。

8 前掲『防長風土注進案』作成段階では、花香・中津江ともに築立中で、石高が確定していなかった。そのため両地の石高が明記されていない。そこで本稿では『秋穂町史』所収の表を参照し、慶応三年と明治三年の数値を用いて作成した。前者は表中の「蔵入

- 地合計」と「撫育地合計（中津江）」部分が、後者は同じく表中の「花香（益田家）」、「中津江（日野・玉井家）」、「給領地合計」部分が、それぞれ該当する（表参照）。
- 9 後述の「花香浜浦方参り懸り一件」を指す。
- 10 山口県文書館蔵「吉敷郡小郡花香御開作塩浜島御石盛坪付帳」（山内家文書（秋穂町）二四五）。
- 11 前掲『秋穂町史』七五七～七五八頁。
- 12 当該文書群③。
- 13 当該文書群⑭。
- 14 前掲『秋穂町史』七五〇～七五一頁。
- 15 当該文書群④-1④-16。
- 16 防府市教育委員会『防府市史 通史Ⅱ近世』（防府市、一九九九）四二六頁。
- 17 前掲『防府市史 通史Ⅱ近世』四二六頁。
- 18 日本専売公社『日本塩業大系 近世（稿）』（日本専売公社、一九八二）二八三頁。
- 19 重見之雄『瀬戸内塩田の経済地理学的研究』（大明堂、一九八四）二二九～二三〇頁。
- 20 藤田家については前掲『秋穂町史』一一八九～一一九二頁を参照。庄左衛門については、同書七五六～七五七頁も参照。
- 21 ④-1④-16。内④-12④-16が各浜主が石炭の使用量を安右衛門に通達したものであると考える。
- 22 前掲『日本塩業大系 近世（稿）』二八五頁。
- 23 前掲『日本塩業大系 近世（稿）』二八五頁。
- 24 前掲『日本塩業大系 近世（稿）』二八五頁。
- 25 当該文書群⑭-1。
- 26 当該文書群⑭-6、⑭-7、⑭-8。
- 27 当該文書群⑭-3、⑭-5。なお、⑭-5の作成者である津国屋は、三田尻鶴浜所属の大問屋（北国問屋）で、享和二年（一八〇二）以降、ほか五軒の大問屋とともに、株銀供出と引き換えに北国廻船との独占的な取引が認可されていた（それ以外の「小問屋」は瀬戸内・九州と取引）。彼らはまた、大会所で寄り合って塩の販売価格を決定しており、花香会所にとり、津国屋のような大問屋との連絡が不可欠であったと言えよう（山下聡一「一九世紀三田尻六ヶ所塩田について」、大阪市立大学日本史学会『市大日本史』七、二〇〇四、一〇一～一〇四頁）。
- 28 当該文書群⑥、⑭-2、⑭-4。
- 29 当該文書群②、⑭-1。
- 30 「花香浜浦方参り懸り一件」。後述。
- 31 当該文書群⑭-3。
- 32 「船たで」。長期間の航海で船底に付着した牡蠣などを焼き除くこと。
- 33 塩田近くの港から、沖に停泊する北国船に塩を運ぶ小船。北国船は大船で、水深の浅い塩田近くまで着岸できなかった。

- 34 以上、事件の概要については前掲『秋穂町史』七六三～七六四頁、田中穰編著『藤田滋雄家古文書集』二〇〇三、三九～四四頁、『周防國秋穂浦文書』（秋穂浦文書研究会編、秋穂町、二〇〇四）四六四頁より。『藤田滋雄家古文書集』は、花香浜惣代であった中屋勝五郎家に伝わる文書を翻刻したもので、『周防國秋穂浦文書』は、秋穂浦の権利・義務に関し、秋穂浦年寄が保管・伝承してきた史料である（別称「祇園社文書」）。
- 35 当該文書群⑩など。
- 36 当該文書群⑧、⑩。
- 37 前掲『周防國秋穂浦文書』。
- 38 前掲『周防國秋穂浦文書』四五五～四五六頁。
- 39 当該文書群②③④、②③④⑥など。
- 40 当該文書群①。
- 41 当該文書群⑪。
- 42 当該文書群⑤。
- 43 前掲『藤田滋雄家古文書集』四二頁。
- 44 前掲『周防國秋穂浦文書』四五三頁。
- 45 柳澤京子「浦方社会の構造と役負担―周防國古敷郡秋穂浦を事例に―」（『史学雑誌』一一二（一）、二〇一二、一一一頁）。
- 46 前掲『周防國秋穂浦文書』四七九頁。
- 47 前掲『周防國秋穂浦文書』四五三頁。
- 48 前掲『周防國秋穂浦文書』四八三頁。
- 49 前掲『藤田滋雄家古文書集』四三頁。
- 50 前掲『周防國秋穂浦文書』四七〇頁。
- 51 前掲『藤田滋雄家古文書集』四〇頁。なお、益田家による領地経営の実態については、重田麻紀「毛利家家臣による知行地支配の基礎的考察：永代家老益田家を例として」（『駿台史學』一七一、五一～七〇頁、二〇二一）を参照のこと。
- 52 前掲『藤田滋雄家古文書集』四三頁。
- 53 前掲『秋穂町史』二九四～二九五頁。
- 54 前掲『秋穂町史』七五九頁。
- 55 山口県文書館蔵（土山家一〇八一）。土山家文書の内、秋穂浦の花香開作に関する様々な文書が綴られたもの。
- 56 前掲『秋穂町史』七五七頁。
- 57 当該文書群⑭⑰⑱。
- 58 当該文書群⑰⑱。
- 59 当該文書群⑰⑱。
- 60 当該文書群⑰⑱。
- 61 前掲『秋穂町史』二二二～二二七頁。
- 62 前掲「須佐御領小郡御才判秋穂花香御開作万控」。
- 63 当該文書群⑲⑳。
- 64 前掲「須佐御領小郡御才判秋穂花香御開作万控」。
- 65 前掲「須佐御領小郡御才判秋穂花香御開作万控」。
- 66 前掲『秋穂町史』七五九頁。

67 当該文書群⑬、⑭。
 68 前掲『秋穂町史』二八四～二八六、二九二～二九三頁。
 69 当該文書群⑰、⑱。
 70 当該文書群⑲。
 71 前掲『藤田滋雄家古文書集』九〇～九一頁。
 72 当該文書群⑳。
 73 当該文書群㉑。

表 秋穂本郷村の統計（慶応3年・明治3年時）

	項目	田数 (町)	田高 (石)	畠数 (町)	畠高 (石)	浜数 (町)	浜高 (石)	田・畠・ 浜数合計	同石高 合計
慶応3年 の数値	蔵入地合計	200.6501	2944.204	94.3118	554.016	0	0	294.9619	3555.026
	撫育地合計(中 津江)	0	0	0.922	3.982	0	0	0.9222	3.982
	給領地								
明治3年 の数値	花香(益田家)	0	0	0.316	18.7	1.43	427.2	1.754	445.9
	中津江 (日野・玉井家)	0	0	0.277	23.7	1.42	420.3	1.708	444
	給領地合計	0.727	1149.9	5.284	306.7	2.85	847.5	188.47	2307.4
本郷村合計		201.3771	4094.104	100.5178	864.698	2.85	847.5	484.3541	5866.408

出典)『秋穂町史』(秋穂町、1982) p.241, 243

年表① 「花香浜浦方参り懸り一件」 年表

年	月	日	出来事	出典
嘉永元年	2	8	秋穂浦年寄・平原七左衛門が花香・中津江浜に対し入替砂の商取引締結を提案	『藤田』40頁
	-	-	2月8日の提案に対し、辰屋吉之助・丸屋佐兵衛を通し、長浜の半額を支払う旨、回答	『藤田』40頁
	-	-	益田家より山内昌平・後付利左衛門が花香浜に派遣。秋穂浦の提案について浜方に指示	『藤田』40頁
	3	23	秋穂浦が、屋戸村沖で船たてをしていた中津江側に中止を要請。聞き入れない中津江側に対し、塩水をかけて強制的に終了させた	『秋穂浦』485頁
	3	23	秋穂浦側が役所に蓼屋の万右衛門を呼びつけ、船たでの禁止を伝える	「当該文書群」⑤・⑪
	4	11	小郡勘場に花香・中津江・秋穂浦の関係者が呼び出され、浦方に立銀を支払うよう指示が出る。しかし、額の多寡をめぐり折り合わず	『藤田』41頁、『秋穂浦』486頁
	-	-	後付利左衛門が花香浜に来る。勘場の意向が伝わる。意向を知った益田家は、勘場を難詰	『藤田』41頁
	5	5	益田家の難詰を受けた勘場が、花香浜年寄の藤田庄左衛門を呼びつけ、妥協を提案	『藤田』41頁
	5	7	勘場の提案を受けた藤田庄左衛門が、益田家の意向を伺うため出航し、この日に着萩	「当該文書群」⑳-4、6、『藤田』41頁
	-	-	秋穂浦領屋戸村の百姓・庄蔵が、3月23日の船たてで事件の際、浦側に加勢して塩水をかけたとの理由で、中津江側から出入禁止を言い渡される	『藤田』41頁、『秋穂浦』492頁等
	5	8	庄蔵を出入禁止にしたため、浦方から浜方への塩業従事者（寄せ、日雇等）派遣が停止	「当該文書群」⑳-4、6、『藤田』41頁
	5	15	藤田庄左衛門が萩から帰り、塩業従事者派遣停止について、花香浜内で対策を会議。応急処置として、浦方への「肴代」支払い案が上がるも、浜方の「知恥」になるとして却下	「当該文書群」㉑-4、『秋穂浦』490～491頁
	5	17	藤田庄左衛門と山根善蔵（中津江浜年寄）が山内六左衛門（もと本郷庄屋）へ、浜方が、これまで通り浦方の援助を得て、上荷船を利用できるよう、金銭面の交渉	『藤田』42頁、『秋穂浦』487頁
	5	18	藤田・山根からの要請を受けた山内家では、休兵衛（本郷庄屋・花香塩田給庄屋）が平原七左衛門に打診	『藤田』42頁、『秋穂浦』488～489頁
	6	8	翌日、出航する藤田庄左衛門に対し、山根善蔵が「両浜同様」に取り計らってもらうよう依頼	「当該文書群」㉑-10
	6	16	本間次郎兵衛（庄屋）から山内幾太郎に対し、秋穂浦が、これまで通り塩業従事者を提供すると連絡	「当該文書群」⑧、㉑-9
	6	18	村岡新右衛門と福井敬策（不詳）が、花香・中津江浜年寄へ、塩業従事者の提供可否は浦役所の判断次第であると連絡	「当該文書群」㉑-9
	6	25	花香浜会所人から山内六左衛門に対し、翌26日上荷船を使用するにあたり、浦方に支障が無いかと問う。山内は、浦方へは申し出ようとせず、「乗ってみれば良い」と指示	「当該文書群」⑧
	6	26	花香浜が上荷船を利用し、北国船に塩を積む。発見した浦方が、役所で乗組員を詰問	「当該文書群」⑧、『藤田』42頁、『秋穂浦』458、489頁
	6	28	藤田庄左衛門が柴田十郎左衛門（益田家家臣。所帯方役）に対し、6月26日の一件を報告	「当該文書群」⑧
	-	-	益田家から山内昌平、有吉直八が花香浜に来る。6月26日の一件を報告するも、沙汰なし	『藤田』42頁
	-	-	勘場手子衆・儀平治から浜方一名（年寄か）が呼び出しを受ける	『藤田』42頁

年	月	日	出来事	出典
	7	4	山内幾太郎から平原七左衛門へ、中津江浜からの質疑（立銀を出せば、上荷船に乗れないか）を問う	『秋穂浦』494頁
	7	4	平原七左衛門から山内幾太郎に、4日の件を返答。浦方地下によると、中津江浜の提案は受け入れられないとのこと。ただし、一通り落着すれば相談すると返答	『秋穂浦』494頁
	7	5	藤田庄左衛門が柴田十郎左衛門に現状を報告し、益田家の沙汰を要請	「当該文書群」⑧
	7	9	石津勘九郎が藤田庄左衛門へ、花香塩田の船たで、上荷など諸案件の行方を質疑	「当該文書群」⑳-7
	7	12	山根善蔵から山内幾太郎に、4日の件につき、重ねて浦方の意図を問うように要請（以後、浦方は返答しなかったという）	『秋穂浦』494頁
	7	13	本間治郎兵衛から山内幾太郎を介し、藤田庄左衛門と山根善蔵に、来る17日早朝、萩藩算用方（福田半六）が詮議のため秋穂に来て、宿泊する旨を連絡	「当該文書群」㉓-8
	7	17	算用方の福田半六が来る。色々と申し聞かせるも、一向に折り合わず	『藤田』42頁
	7	23	花香浜より、算用方へ所見を答申	「当該文書群」⑨、⑩、⑫、㉔-6~8、『秋穂浦』492~493頁
	7	-	中津江浜、秋穂浦も、算用方へ所見を答申カ	『秋穂浦』456~460、490~492頁
	8	26	小郡宰判代官（祖式半左衛門）や算用方の福田らが小郡宰判勘場に出張	『藤田』42頁
	8	27	勘場から花香浜・中津江浜・秋穂浦に対し、「御論シ書」を交付して和談を促すも、効果なし	『藤田』42頁、『秋穂浦』478~479頁
	8	-	花香浜が心得筋を申告（勘場宛か）	「当該文書群」㉔-5
	9	3	花香の藤田庄左衛門と中屋勝五郎、中津江の山根善蔵と亀屋七兵衛以外は代官の決済を承認。花香は、船たで場の場所をめぐり折り合わず	「当該文書群」㉔-3、『藤田』42頁
	9	5	勘場手子衆1名および秋本源左衛門の懇願により、浜方も妥協。小郡勘場で契約書を作成	『藤田』43頁
	-	-	契約書に対し、益田家が折り合わず	『藤田』43頁
	11	30	契約書訂正につき、浦方を説得するために代官・算用方が秋穂浦へ向かう	『藤田』43頁、『秋穂浦』477頁
嘉永2年	4	6	山内幾太郎郎において、契約書が交付される（花香浜については、益田家屋敷に交付）	「当該文書群」⑬、『藤田』43頁

出典凡例）・「当該文書群」＝「小郡宰判秋穂塩田会所文書」（番号は史料番号）
・『藤田』＝『藤田滋雄家古文書集』
・『秋穂浦』＝『周防國秋穂浦文書』

年表② 花香浜築立から年貢徴収に至るまで

年	月	日	出来事	出典
天保3年	-	-	築立開始	『秋穂町史』756～757頁
-	-	-	築立中止	『秋穂町史』757頁
天保6年	8	8	塩留め、開立に着手	『秋穂町史』757頁
安政5年	-	-	当年を以て楡下年限が終了するとして、年内に仮石盛を行い、翌年（安政6年）から年貢徴収を開始することを益田家が浜方へ下知	「当該文書群」⑰-1
	11	-	上記の益田家の下知に対し、浜方は、楡下年限は証文に記載のある25年間（天保3年から安政3年まで）に、浜方が自力で石腰や石垣を組み整えた3年間（安政4年から安政6年まで）を加えた計28年間であると主張し、安政6年分の年貢を宥免してもらえるよう庄屋山内休兵衛を介して益田家所帯方柴田十郎左衛門へ嘆願	「当該文書群」⑰-1
安政6年	-	-	益田家は上記の浜方の嘆願を不可とし、当年に石盛を行うことを浜方へ下知する。しかしながら浜方の嘆願もやむを得ないものであるとして、当問題の処置は山内道祖松へ一任することを浜方へ下知	「当該文書群」⑰-1（勿紙）
	2	-	道祖松は浜年寄藤田庄左衛門と共に銀一貫五百目を益田家へ上納することで、安政6年分の年貢を宥免してもらえるよう、連名で柴田十郎左衛門へ願い出る	「当該文書群」⑳-2
	-	-	益田家、上記の願い出を聴許。仮石盛は当年12月へ延期となる	「万控」
	12	7	仮石盛開始	「万控」
	12	15	仮石盛終了	「万控」
安政7年	3	-	浜方は毎年銀一貫五百目を普請銀として益田家へ上納することとなる	「当該文書群」㉑
万延元年	4	-	浜方では、仮石盛が高かったため、石貫銀の他に諸掛物を納める金銭的余裕がなかった。よって、将来的に花香浜の石高が益田家の知行地へ加給された場合には、本来浜方の負担となる諸掛物を益田家が引き受けて納めることを、浜惣代中屋勝五郎・徳重屋長次郎が山内休兵衛・藤田庄左衛門を介して柴田十郎左衛門へ願い出る	「当該文書群」⑲・㉒
	-	-	益田家は上記の願い出を聴許する	「当該文書群」⑲（勿紙）
	7	-	年貢上納（夏納銀）	『藤田』89頁
	12	-	年貢上納（秋納銀）	『藤田』90頁

出典凡例）・「当該文書群」＝「小郡宰判秋穂塩田会所文書」（番号は史料番号）
 ・「万控」＝「須佐御領小郡御才判秋穂花香御開作万控」
 ・『藤田』＝『藤田滋雄家古文書集』

史料番号	史料名	作成者	宛先	年月日	形状	頁数	法量 縦×横mm	備考
①	覚(たて草株志ヶ所免状)	渡邊権左衛門	萬右衛門殿	天保9戊年 -月-日	一紙	1	244×398	
②	〔山内六左衛門達書〕(徳重屋長次郎抱演、花香開作所七番演並に九番演につき)	庄屋 山内六左衛門	會所人 喜兵衛殿	辰年 3月29日	一紙	1	150×600	
③	御願申上候吏(石崎濱開立及び日雇留置につき)	惣濱中	御年寄 藤田庄左衛門殿 御庄屋 山内六左衛門殿	弘化2巳年 8月-日	一紙	1	244×860	返答の刎紙あり。
④-1	覚(石炭買入分通達につき)	庄屋 山内幾太郎	會所人 安右衛門殿	-年 9月10日	一紙	1	170×500	④-1～④-6は一括して透明の袋に入っていた。石炭使用量通達について会所から卯辰屋等四名への廻状の貼紙あり。
④-2	覚(石炭買入分通達につき 徳重屋長次郎)	徳重屋長次郎	會所様	弘化4未年 9月11日	一紙	1	160×255	④-1～④-6は一括して透明の袋に入っていた。
④-3	覚(石炭買入分通達につき 中屋濱)	中屋濱	會処様	未年 9月10日	一紙	1	120×178	④-1～④-6は一括して透明の袋に入っていた。
④-4	覚(石炭買入分並に釜焚き日数・釜数通達につき 関屋隆蔵)	関屋隆蔵	會所様	弘化4未年 9月10日	一紙	1	120×390	④-1～④-6は一括して透明の袋に入っていた。
④-5	覚(石炭買入分通達につき 辰屋吉之介)	辰屋吉之介	會所様	弘化4未年 9月10日	一紙	1	155×415	④-1～④-6は一括して透明の袋に入っていた。卯辰屋吉之介方で使用した石炭量を會所へ通達する貼紙あり。
④-6	覚(石炭買入分通達につき 松屋濱)	松屋濱	會所様	未年 9月10日	一紙	1	160×280	④-1～④-6は一括して透明の袋に入っていた。
⑤	御願申上候事(蓼屋萬右衛門につき他)	-	-	-年 -月-日	冊子	1	247×170	萬右衛門が船蓼の継続許可を求めた願書等が綴じられている。
⑥	〔中津江會所書状〕(小壳塩につき)	中津江會所	花香御會所様	申年 4月18日	一紙	1	137×538	「花香會所様 中津江會所 要用急用」の端裏書あり。
⑦-1	〔和泉屋仁兵衛・田中百合蔵届書(控)〕(小郡御才判御撫育方青江御開作船欄場につき)	濱年寄 和泉屋仁兵衛 庄屋 田中百合蔵	大庄や 本間治郎兵衛殿	嘉永元申年 5月-日	一紙	1	250×345	⑦-1・⑦-2は一括して透明の袋に入っていた。
⑦-2	〔遠波濱年寄・庄屋届書(控)〕(小郡御才判御撫育方遠波濱船欄場につき)	遠波濱年寄 庄や	-	弘化5申年 5月-日	一紙	1	250×345	⑦-1・⑦-2は一括して透明の袋に入っていた。
⑧	嘉永元申六月 花香濱浦方参り懸り一件	-	-	嘉永元申年 6月-日	冊子	1	247×170	表に「嘉永元申歳 浦方懸り合一件之節願書控入□□」と書かれ、裏に印の押された封筒あり。
⑨	御答申上候吏(花香濱浦方参り懸り一件につき 控)	濱惣代 勝五郎 々 長治郎 々 長治郎	御庄屋 山内六左衛門殿 御年寄 藤田庄左衛門殿	嘉永元申年 7月-日	一紙	1	248×1545	
⑩	御願申上候吏(花香濱浦方参り懸り一件につき)	濱惣代 勝五郎 同 長治郎 同 長治郎	御年寄 藤田庄左衛門殿	嘉永元申年 7月-日	一紙	1	241×1627	返答の刎紙あり。
⑪	申上候事 蓼屋萬右衛門申(萬右衛門船蓼差留につき)	-	-	-年 -月-日	冊子	1	249×172	もと、⑪・⑫・⑬は一括して透明の袋に入っていた。⑪・⑫は、1枚の薄葉紙に一括してまとめられていた。
⑫	御答申上候吏(花香濱浦方参り懸り一件につき)	花香濱人中	御庄屋 山内六左衛門殿 御年寄 藤田庄左衛門殿	嘉永元申年 7月-日	一紙	1	243×1729	もと、⑪・⑫・⑬は一括して透明の袋に入っていた。⑪・⑫は、1枚の薄葉紙に一括してまとめられていた。
⑬	り書(花香濱浦方参り懸り一件につき)	浦年寄 上村善左衛門 地下総代 佐兵衛 勝蔵 勘左衛門 長七 五郎左衛門 百合奈	花香濱御年寄 藤田正左衛門殿	嘉永2酉年 閏4月-日	一紙	1	572×254	

史料番号	史料名	作成者	宛先	年月日	形状	頁数	法量 縦×横mm	備考
⑭	御申出候叟(石崎濱を三巻新蔵へ預ける事につき)	土山家 久七 証人 米家 長治郎	御年寄 藤田庄左衛門殿	嘉永4亥年 12月-日	一紙	1	246×278	表に「上 嘉永四亥ノ年ハ預方 土山屋届出」と書かれた包紙あり。
⑮	〔惣濱人中願書〕(濱方抜出一件につき)	惣濱人中	御年寄 藤田庄左衛門殿 同 山根善蔵殿 同 小野藤兵衛殿 御庄屋 山内六兵衛殿	嘉永4亥年 7月-日	一紙	1	1006×160	
⑯-1	〔平原七左衛門書状〕(花香濱中杖濱入替立銀・上荷立銀につき)	平原七左衛門	山内六郎左衛門様	-年 11月16日	一紙	1	630×139	⑯-1・⑯-2は一括して透明の袋に入っていた。 藤田庄左衛門・山根孫三宛山内六郎左衛門・同六左衛門書状の貼紙あり。 表に「藤田庄左衛門様 山根善蔵 大急用事」、裏の上下に「封」と書かれた包紙あり。
⑯-2	〔山根書状〕(入替立銀につき)	山根	藤田様	申年 5月17日	一紙	1	140×215	⑯-1・⑯-2は一括して透明の袋に入っていた。 表に「藤田庄左衛門様 山根善蔵 大急用事」、裏の上下に「封」と書かれた包紙あり。
⑰-1	御歎申上候叟(花香開作歙下年限及び石盛につき)	濱人中	御庄屋 山内休兵衛殿	安政5午年 11月-日	一紙	1	257×704	⑰-1～⑰-3は一括して透明の袋に入っていた。 返答の勿紙あり。
⑰-2	〔山内幾太郎送状〕(濱方よりの願書返答につき他)	山内幾太郎	藤田正左衛門様	-年 9月22日	一紙	1	161×311	⑰-1～⑰-3は一括して透明の袋に入っていた。 内容的に史料番号⑳・㉑の關係文書か。
⑰-3	〔封筒の一部か〕	-	-	-年 -月-日	封筒 か	1	29×58	⑰-1～⑰-3は一括して透明の袋に入っていた。 印あり。
⑱	〔山内昌平書状〕(入川普請につき)	山内昌平	藤田正左衛門様	-年 6月18日	一紙	1	173×610	表に「御用 藤田庄正左衛門様 山内昌平 急キ」、裏に「封」と書かれた包紙あり。
⑲	御願申上候事(花香開作石盛高石につき)	濱惣代 中屋勝五郎 同 徳重屋長次郎	御庄屋 山内休兵衛殿 御年寄 藤田庄左衛門殿	万延元年申 4月-日	一紙	1	250×535	返答の勿紙あり。
㉑	覚(小郡花香開作塩濱梅蓋其外定普請につき)	御所帯方	-	安政7申年 3月-日	一紙	1	255×650	
㉑-1	覚(石崎濱取替銀一件につき 下書)	濱惣代 辰屋長次郎 年寄 藤田庄左衛門	柴田十郎右衛門様	安政7申年 3月29日	一紙	1	253×340	㉑-1～㉑-2は一括して透明の袋に入っていた。 端裏書に「下書」とある。
㉑-2	〔辰屋長次郎・藤田庄左衛門願書 下書〕(石盛につき)	濱惣代 辰屋長次郎 年寄 藤田庄左衛門	柴田十郎右衛門様	安政7申年 3月-日	一紙	1	256×280	㉑-1～㉑-2は一括して透明の袋に入っていた。 端裏書に「下書」とある。
㉒-1	御願申上候叟 ほかへ(花香開作石盛高石につき)	濱惣代 中屋勝五郎 同 徳重屋長次郎	御庄屋 山内休兵衛殿 御年寄 藤田庄左衛門殿	万延元年申 4月-日	一紙	1	257×400	㉑-1～㉑-2は一括して透明の袋に入っていた。
㉒-2	〔紙繕り〕	-	-	-	-	1	-	㉑-1～㉑-2は一括して透明の袋に入っていた。
㉓-1	〔土山久七書状〕(石崎濱地養子の相談につき)	土山久七	藤田仁右衛門様 御会所 喜兵衛様	-年 8月19日	一紙	1	160×720	㉓-1～㉓-12は一括して透明の袋に入っていた。 表に「秋穂花香御開作 藤田仁右衛門様 御会所 喜兵衛様 土山久七」、裏に「封 まいる佐々並」と書かれた包紙あり。
㉓-2	〔田村寛治書状〕(御細書の趣委曲承知につき返書)	田村寛治	山内六左衛門殿 藤田昌左衛門殿	-年 3月朔日	一紙	1	169×293	㉓-1～㉓-12は一括して透明の袋に入っていた。 表に「山内六左衛門殿 藤田昌左衛門殿 田村寛治」、裏に「封」と書かれた包紙あり。
㉓-3	心得筋申上候叟(入川築メリ、石柄捨場、船欄方浦方留、海上の儀につき御屋敷へ提出の控)	花香濱會所	-	嘉永元年申 5月20日	一紙	1	245×285	㉓-1～㉓-12は一括して透明の袋に入っていた。

史料番号	史料名	作成者	宛先	年月日	形状	頁数	法量 縦×横mm	備考
㉓-4	〔辰屋吉九郎書状〕 〔寄せ日雇派遣停止、花香濱浦方参り懸り一件につき〕	辰屋吉九郎	藤田正左衛門様	一年 5月8日	一紙	1	142×500	㉓-1～㉓-12は一括して透明の袋に入っていた。
㉓-5	〔石津勘九郎書状〕 〔御肴料受領につき礼状〕	石津勘九郎	藤田庄左衛門様	一年 -月12日	一紙	1	150×445	㉓-1～㉓-12は一括して透明の袋に入っていた。
㉓-6	〔山内六左衛門書状〕 〔寄せ日雇派遣停止、花香濱浦方参り懸り一件につき〕	山内六左衛門	藤田庄左衛門様	一年 5月8日	一紙	1	150×550	㉓-1～㉓-12は一括して透明の袋に入っていた。 表に「藤田庄左衛門様 山内六左衛門 御急き」、裏に「封」と書かれた包紙あり。
㉓-7	〔石津勘九郎書状〕 〔花香開作船欄一件並に上荷一件につき伺い〕	石津勘九郎	藤田正左衛門様	一年 7月9日	一紙	1	170×245	㉓-1～㉓-12は一括して透明の袋に入っていた。
㉓-8	〔本間治郎兵衛書状〕 〔算用方山口出張につき〕	本間治郎兵衛	山内幾太郎殿	一年 7月13日	一紙	1	150×358	㉓-1～㉓-12は一括して透明の袋に入っていた。 山内幾太郎により奥書が書かれ、藤田庄左衛門・山根善藏宛書状として出された。
㉓-9	〔村岡新右衛門・福井敬策書状〕 〔寄せ日雇い派遣、花香濱浦方参り懸り一件につき〕	村岡新右衛門 福井敬策	両濱御年寄様	一年 6月18日	一紙	1	172×480	㉓-1～㉓-12は一括して透明の袋に入っていた。
㉓-10	〔山根善藏書状〕 〔花香濱浦方参り懸り一件につき〕	山根善藏	藤田庄左衛門様	一年 6月8日	一紙	1	150×400	㉓-1～㉓-12は一括して透明の袋に入っていた。
㉓-11	〔土山久七書状〕 〔入川悪水除けにつき〕	土山久七	藤田庄左衛門様	一年 4月27日	一紙	1	138×604	㉓-1～㉓-12は一括して透明の袋に入っていた。
㉓-12	〔紙縫り〕	-	-	-	-	1	-	㉓-1～㉓-12は一括して透明の袋に入っていた。
㉔-1	〔三田尻濱大會所書状〕 〔塩値段につき〕	三田尻濱大會所	花香濱會所様	一年 7月22日	一紙	1	148×383	㉔-1～㉔-9は一括して透明の袋に入っていた。 表に「花香濱會所様 三田尻濱大會所」と書かれ、裏に印が押された包紙あり。
㉔-2	〔中津江會所書状〕 〔塩相場につき〕	中津江會所	花香御會所様	未年 4月4日	一紙	1	315×245	㉔-1～㉔-9は一括して透明の袋に入っていた。 表に「花か会処様 中津江會所 要用急き」と書かれた包紙あり。
㉔-3	覚（塩相場につき）	大濱會所	長濱會處様	一年 7月晦日	一紙	1	152×296	㉔-1～㉔-9は一括して透明の袋に入っていた。 書面右隅に「防州 大濱會所 三田尻」の囲い文字列あり。
㉔-4	〔中津へ會所書状〕 〔塩相場につき〕	中津へ會所	-	一年 8月3日	一紙	1	159×340	㉔-1～㉔-9は一括して透明の袋に入っていた。
㉔-5	覚（塩相場につき）	津国本店長三郎	長濱□様	一年 8月3日	一紙	1	158×540	㉔-1～㉔-9は一括して透明の袋に入っていた。
㉔-6	覚（塩商い通達につき）	大會所	花香濱會所様	一年 8月4日	一紙	1	150×187	㉔-1～㉔-9は一括して透明の袋に入っていた。
㉔-7	覚（塩相場変動につき）	大會所	花香濱會所様	一年 8月朔日	一紙	1	150×265	㉔-1～㉔-9は一括して透明の袋に入っていた。
㉔-8	〔三田尻大會所書状〕 〔塩商いにつき〕	三田尻大會所	花香濱會所様	一年 7月26日	一紙	1	150×400	㉔-1～㉔-9は一括して透明の袋に入っていた。
㉔-9	〔包紙か〕	-	-	-	包紙か	1	245×333	㉔-1～㉔-9は一括して透明の袋に入っていた。 同面に「三田尻大會所様所 尊下 花香濱會所様 三田尻大會所」と書かれている。

史料番号	史料名	作成者	宛先	年月日	形状	員数	法量 縦×横mm	備考
㉔	〔公儀触書 写〕	-	-	-	冊子	1	245×173	
㉕-1	御内話（花香濱浦方参り懸り一件につき）	-	-	-	一紙	1	145×1165	㉕-1～㉕-10は一括して透明の袋に入っていた。後欠。
㉕-2	御伺申上候吏（花香濱開作歙下年限及び石盛につき）	年寄 藤田庄左衛門 山内道祖奈	柴田十郎左衛門殿	安政6未年 2月-日	一紙	1	248×340	㉕-1～㉕-10は一括して透明の袋に入っていた。
㉕-3	〔覚書〕（花香濱客船船爛場へ向かう件につき）	-	-	-年 9月3日	一紙	1	245×270	㉕-1～㉕-10は一括して透明の袋に入っていた。
㉕-4	〔覚書〕（花香濱参り懸り一件につき）	-	-	-年 -月-日	一紙	1	247×340	㉕-1～㉕-10は一括して透明の袋に入っていた。
㉕-5	心得筋申上候吏（花香濱浦方参り懸り一件につき）	花香濱	-	申年 8月-日	一紙	1	245×340	㉕-1～㉕-10は一括して透明の袋に入っていた。
㉕-6	御答申上候吏（花香濱浦方参り懸り一件につき）	花香濱人中	御庄屋 山内六左衛門殿 御年寄 藤田庄左衛門殿	嘉永元年 7月-日	一紙	1	252×618	㉕-1～㉕-10は一括して透明の袋に入っていた。
㉕-7	御答申上候吏（花香濱浦方参り懸り一件につき）	-	-	-年 -月-日	一紙	1	246×1525	㉕-1～㉕-10は一括して透明の袋に入っていた。後欠。
㉕-8	〔御答申上候吏 下書〕（花香濱浦方参り懸り一件につき）	-	-	-年 -月-日	一紙	1	151×352	㉕-1～㉕-10は一括して透明の袋に入っていた。前欠。
㉕-9	〔本間次郎兵衛書状〕（花香濱浦方参り懸り一件につき）	本間次郎兵衛	山内幾太郎様	-年 6月16日	一紙	1	150×138	㉕-1～㉕-10は一括して透明の袋に入っていた。
㉕-10	〔花香濱絵図〕	-	-	安政7申年 -月-日	一紙	1	240×335	㉕-1～㉕-10は一括して透明の袋に入っていた。「安政七申ノ年御屋敷様ヨリ御普請方締り書御書下迄通、当御開作御内所務ニ被仰付候様願出御劔紙附迄通、花香濱會所」と書かれた封筒あり。
㉖	〔封筒〕	-	-	-年 -月-日	封筒	1	356×118	表に「御屋鋪御用状入」と書かれた楷紙が貼られており、裏に「山口県吉敷郡秋穂町秋穂塩業組合 事務所（秋穂局）一番・一六番・一五六番（夜間専用一六番） 〃支所（〃）七番秋穂町青江 二七番〃花香 五一番〃長浜 七一番〃南前 工場（秋穂局）一五三番山口市大字秋穂二浦」と印刷がある。 もと、㉕・㉖・㉗は一括して透明の袋に入っていた。㉕・㉖は、1枚の薄葉紙に一括してまとめられていた。

【史料編】

本稿では、当該文書群のなかから二点の史料の翻刻を選択・収録したい。

一点目は、史料番号⑤「御願申上候事（蓼屋萬右衛門につき他）」である。これは、本稿第三章でも取り上げた、浦方の百姓として、浜方の業務に従事していた蓼屋万右衛門の嘆願書（弘化三年作成分）の控を、帳面に仕立てたものである。当該事件の概要は、『秋穂町史』で触れられており、蓼屋の名も登場はするものの、本稿で指摘した蓼屋の性格や役割については明示されていない。しかし、当該事件における蓼屋は、江戸時代における身分と役割の関係を考察するうえで興味深い事例を提供している。こうした観点から、本稿では史料番号⑤を収録した。

二点目は、史料番号⑧「嘉永元申六月 花香濱浦方参り懸り一件」である。これは、同じく花香濱浦方参り懸り一件について、嘉永元年六月七月に作成された書類の控を、帳面に仕立てたものである。当該期は、浦方の管轄下にあった上荷船の利用をめくり、浦方と浜方のあいだで事態が紛糾していた時期である。そのため、本史料の内容も上荷船をめぐる紛糾について、浜方の主張が書かれている。この紛糾についても『秋穂町史』には書かれていないが、一件の全体像を理解し、かつ浜方の主張を理解するためには、重要な情報と考える。そこで、本稿では史料番号⑥も収録した。

なお、花香濱浦方参り懸り一件を含めた浜方や浦方の状況は、通

史として『秋穂町史』、また史料集として『藤田滋雄家古文書集』、『周防國秋穂浦文書』がそれぞれ刊行されており、当該事項についてさらに検討されたい方は、これらも必読であろう。このように関係文献が刊行されるなか、当該文書群は諸書の記述を補い、当時の実態を解明するうえで不可欠かつ有意義である。当該文書群が広く周知され、多くの方々に活用されることで、近世瀬戸内の浜方の実態と、その歴史的意義が解明されることを願ってやまない。

【凡例】

- (一) 史料の翻刻・収録にあたっては、原則、いずれも原本の形式を残すように努めた。しかし、読者の便を図るため、次のような操作を施した。
- (二) 漢字は原則として原本に忠実に再現した。しかし、一部の異体字（「所」など）で、表示できなかったものは、当用漢字を使用した。
- (三) 変体仮名は原則としてひらがなに改めた。ただし、助詞として使用されている「而」（て）や「江」（え）はそのままとした。
- (四) 原本において、明らかに誤りと考えられるものは、ルビにより注記した。
- (五) 句読点については、いずれも翻刻者が付したものである。
- (六) 判読不能文字は□、虫損箇所は■で表記した。

⑤嘉永元年三月「御願申上候事」一冊

御願申上候事

私事

右前書之通、御願申上候間、宜敷様被成御沙汰可被遣候、奉願上候、以上

同日 柴田十郎左衛門殿

當花香御開作御築立之節、昼夜心配仕、御用端奉遂其節被為對勤功、歛下年限中渡邊様、參屋株私江被仰付、難有御請申上、御書等頂戴仕、是迄濱方差湊無之様地他國船共二參來候へ共、一向故障無御座候所、當春以來、浦御役所、船參候不不相成様二申來候へ共

御願申上候吏

御開作御築立以來參來候吏故、都合格別之儀も有之間敷と相考、矢張行形之通參居候所、過ル廿三日之夜、浦御役所江私被召出、參船之儀者堅不相成と被申渡、編は尤と當惑仕候、私吏兼而難涉者二付、土參株を以渴々家内相育居候故、年々下々困窮此時二奉存候、其上於濱方茂、參船不相成候へハ、他国之入船無之、眼前之差間不大形吏二御座候

此段被聞召上 御上格別之御憐愍を以、是迄行形之通、參船相成候様、宜被成御沙汰可被下候、以上

弘化五年 申三月 參屋

萬右衛門

御庄屋

山内六左衛門殿

御年寄

藤田庄左衛門殿

一 今般參屋萬右衛門、別昏御願申上候通、當花香御開作參場江浦方御役所、參船不相成段、急度差留來候所、右參船不相成候へハ、他国之塩買船難入込、自然塩賣捌不相成、濱方者誠二難涉今日二相逗り申候、從素脇々二右躰之例も無之吏二候間、何卒御上之御憐愍を以、萬右衛門、御願申上候通、早速被遂御詮義、行形之通宜敷様被成御沙汰可被下候

一 浦方御役所、入替立錢と、當花香濱、助錢出附致呉候様申來候由二御座候所、出附仕候而ハ當 御開作、惡例を始候道理、其上追々濱方難涉、二茂立至候段、此内御役人様御出張之節、委細申上置候而何卒

御上之御仁威を以、早々被遂御詮義、濱方之難涉二立行不申様偏二奉願上候、尤御開作、沖干潟之地二而、入替砂惣土手入用之節、積江相成候様、此段宜敷被成御沙汰可被下候

一 此内御役人様江申上置候処、塩替米之儀者、違論無之様偏二奉願上候

一 當御開作鎮守社、先達而取除之御沙汰二付被相除、其後濱鎮守無

御座候所、塩濱者孰れ茂元海中之地ニ而御座候故、鎮守無之メハ不相濟ト申吏ニ候間、是亦早々鎮守社御勸請相成候様偏奉願上候一酒小賣株下地壹ヶ所御座候所、壹ヶ所ニ而ハ至極不無理ニ御座候、脇濱ニも孰れ式ヶ所三ヶ所宛御座候間、當御開作ニ茂今壹ヶ所物濱中江御免被仰付可被遣候

右廉々宜敷様被成御沙汰可被下候、以上

濱惣代

康屋 吉之助

徳重屋長次郎

中屋 勝五郎

弘化五申三月

御庄屋

山内六左衛門殿

御年寄

藤田庄左衛門殿

同日 柴田十郎左衛門殿

右前書之通、御願申出候間、宜敷様被成御沙汰可被遣候、奉願上候、以上

一浦方々蓼船差留候段、一日も猶豫難相成事ニ御座候、右ハ北国船只今ニ而も入船仕候へハ、直様蓼船不仕メハ塩積方不相成候、夫を蓼船不相成ト申候へハ、當時塩濱も数多事ニ御座候故、花香濱へハ塩買船者入船無之様ニ相成申候、猶又浦方支配之海ニ而青江濱、長濱共ニ無違論蓼船仕候ニ付、當花香濱も彼濱同様ニ相成候

様ニ御願仕候、此段ハ孰れ 御上之御威光を以、勘過可被仰付吏トハ奉察候へ共、前断申上候通、只今も入船難計候間、眼前御沙汰相成候迄之差湊ハ如何可仕候哉、浦方ト内證申談相凌可申哉、又ハ

御屋敷表分何分之御沙汰相成候迄之手之下之差間如何様共御屋敷可被仰付候哉、此度蓼屋萬右衛門を以、飛脚ニ差出候間、巨細ハ此者分御高聽奉希候、実以一日も猶豫難相成事ニ御座候、尤中杖濱之義ハ古地火用心悪敷ニ付、差支之義も有之ト申候へハ、尤之義も有之候様ニ承及候所、當濱之義ハ脇方差支之義ハ一向無御座候吏

一當三月廿三日之夜、浦年寄給庄屋兼役平原七左衛門宅江當濱問屋源次郎を呼出シ、七左衛門分申渡候義ハ、兼而地下分花香濱蓼船不仕様浦方寄合之人數分申聞せ候所、此内も其方北国船を蓼させ候由、其方儀ハ何ぞ御役人様分蓼候而も宜敷ト申授ニ而も受居候哉ト七左衛門相尋候所、源二郎分相答候者、其段花香濱御年寄へ船難洪候段申出候処、是迄数年来蓼來候吏、今更浦方分差留候而も其筋ニハ不参、其上只今北国船蓼船不相成ト申候へハ、濱方眼前之難洪故、不苦蓼船致させ様ニ御年寄分御申ニ付、蓼させ候段、源二郎相答候由、然處直様蓼屋万右衛門、浦方御役所江呼出シ、兼而大围屋へ申通、蓼船差留置候所、船平蓼ニ致候様ニ源二郎分申吏候間、中々蓼船不相成候、此儀者孰れ御屋敷坎又ハ小郡御勘場分坎御沙汰可相成、夫迄ハ蓼船堅差留候、乍此上蓼候而、中杖

同様ニ喧嘩差發候而ハ不相濟吏ニ付、何分之御沙汰相成候迄ハ蓼
船不仕様ニト七左衛門方右衛門方申付候由、仍而方右衛門相答
候ハ、私義ハ浦方之御百姓ニ付、地下御役所之下知者相背ハ不法
候へ共、只今花香濱ニテ蓼船之御奉書頂戴仕居候故、私自己之了
簡ニ及不申、彼方御役筋江申出、御授次第ニ可仕と相答候處、隨
分御届所へハ勝手ニ可届出、其内譬御奉書有之候而も船蓼候儀者
全不相成と差留候由、萬右衛門罷歸申出候吏

同日 藤田庄左衛門

⑧嘉永元年六月改「花香濱浦方一件」1冊

〔冊子 表紙〕

嘉永元年六月

花香濱浦方参り懸り一件

〔冊子 本文〕

一六月廿五日、御庄屋山内六左衛門殿へ、上荷船之儀、會所人を以、
明日濱方方上荷船乗出シ候間、何ぞ浦方方故障共ハ有之間敷哉相
尋候處、只今浦方へ色々申候而茂、焼はり二火を加ふ同前、先達
而上荷船之義乞合候節、新規上荷船成共、又古キ上荷船成共、被
成御乗、懸り合中浦方方留二も行まい、なれ共、とめる時節がき
つればとめるといふ、然レ共、頃日勘場之方江、浦方願書差出シ
候ニ付、けつしてとめハすまい、浦江者乞合なしに乘ルがよかる
ふ、とめらばとめる迄、乗ッて見ルが宜敷との吏ニ候、右者内々
御庄屋へ乞合候義ニ付、御屋補江者此書出シ不申候

七月五日又々御座敷内分ニ而出し候吏

秋穂浦方花香濱江寄セ子其外日雇之者、是迄之通、仕役へ差越候
様との御事ニ御座候間、右様御承知、秋穂浦へ早々御授可有之候、
為右得御意候、以上

六月十六日

山内幾太郎様 本間次郎兵衛

心得筋申上候吏

一當六月廿六日、北国船塩買積ニ参り、上荷船ニ而前積いたし候處、
秋穂浦方漁船へ三人乗り来り、船頭萬藏与申者申様ハ、私共浦方
御役所方役目ニ而参り候与申、上荷船差留、直様相圖之ほらがい
吹立候處、又々漁船四人乗参り、上荷船へ積込候塩、本船江積渡
させ、船明次第、日雇之船子者人乗俣浦方へ漁船式艘ニ而漕取、
船着次第、上荷船子之者、浦役所江相届、直様帰り候吏、外ニ漁
船壹艘遠目船飛船ト相見へ見合、直様帰り候吏、
一浦法之儀ハ不存申候得共、是迄百姓肥船濱方其外上荷船近邊廻り
之用船乗出シ候共、浦方へ届ケシ頼ミの与申吏ハ一切無之候へ共、
差障リ之義ハ是迄無御座、浦方方聞つくろい、
時々ニ帆別錢貫立ニ参る行形ニ候吏
一浦方入替立錢助銀道筋相分り候通り御代官様方御沙汰相成候歟、
又ハ浦人濱人共ニ御勘場へ御呼出シ相成候而、御申授ケ相成候歟、

左様無御座候而ハ、浦人殊を好納ルと申事ハ無御座候、何卒早々御沙汰相成候様奉願上候

一 當濱ハ船乗出シ候得者、浦方ハ漕取候二付、一向船扱不相成、左候へ者、差向処風前ニ御座候二付土手方普請^{塩上荷}早々木不相成候而ハ、片時茂不相濟^{塩上荷}申上候

一 此内大庄屋様ハ別書之通申来り候処、浦人大キニりきみ御勘場迄直様願書差出し、追々於浦方寄合致し、色々催好濱方ニはらせ日用脇村ハ雇ひ揃、安心いたし候得とも、浦方より脇村迄色々ト小障をいたし、濱方雇ひ揃へのよせ子迄日和見合ル通りニ也、安心付間合も無御座、濱方心得筋此通りニ而不相濟、

御上様ハ善悪御催儀不被仰付メ者、海中之内住居茂相成兼候様ニ奉相考候間、御上之御理非被仰付カ、又者浦方へ取立銀^之之出調カ、誠ニ頃日之催奉恐入候間、右心得筋申上候

一 中杖濱と花香濱と参り懸り一件同様ニハ参り不申、中杖濱者燃場ニ付、古地火用心と申

一 中杖濱浦人日用庄蔵と申者、濱方へ雇ひ不申候

一 中杖濱二者浦人上村善左衛門と申もの、三番四番濱式軒手代仕候所、浦方より寄子差出し不申ニ付、濱手代之善左衛門、中杖出入差留、右ニ付てよせ子之儀ハ日別四十八文宛取、身分濱手代之儀ハ式軒にてハ凡正銀六拾貫目余取引致し候もの寄子同様ニ御屋敷ハ御沙汰相成候ニ付、浦方ニ折合^申申も右ニ付、折合兼心得筋申上候

一 花香濱ハ是少しも濱方ハ當春已来ひだをも不被取様ニ萬事内目ニ控、懸合仕候間、心得筋申上候

一 上荷船中□株之儀ハ追而申出可仕候事
右前書之通、一ツ書を以、心得筋濱方ハ申出仕候、以上

申六月廿八日 藤田庄左衛門
柴田十郎左衛門様

嘉永元申ノ七月五日出シ
内々心得筋御屋補へ差出シ候控

花香濱

覚

一 穠穂浦廻船、濱花香濱、中杖濱塩買不申様ニ地下中申合せ与相見へ、是迄年来定船トメ塩賣来り候船余分有之候へ共、近比ハ一艘ニ而も買積不仕、脇濱ニ而買得いたし候

一 花香濱中杖濱へ者浦方ハ看賣其外諸商人参り不申様ニ取メ、猶又他村看賣ニても秋穂浦看買候へ者、花香濱へ行不申様ニ他村江看賣申附ケ候、花香中杖濱へ行候へ者、浦方ニ看賣不申との

二 御座候
一 花香濱ニ上荷船乗り候へハ、濱方ハ黒付浦方へ取不申メ者、乗せ不申ト申ス^不申、何ぞ浦方ノ氣ニ入不申時者、差支り可致様に被相考、花香濱へ者立銀八匁上荷壹艘ニ付取ト申ス事、遠波濱二者上荷立銀壹艘ニ付、六匁五分宛与申事、青江濱ニハ四匁五分与申、

候

長濱へハ壹艘ニ付、八〇四匁宛与申事、右三ヶ所ハ干潟ニ而、入替砂取候而、立銀右之辻、花香濱江者立銀八匁ニ而も、入替砂とらせ候義ハ不相成与申事ニ御座候間、其外諸濱諸浦御聞繕ヒ被仰付候吏

尤脇濱脇浦ニも墨附濱方分出シ候処有之候哉、御尋申上候、花香濱ニ限り墨附出シ候而者不相濟事

一上荷船六月廿六日浦方分差留ニ参り候節ニ、萬歳与申者申ス様ハ、私共浦方御役所分役目ニて参りとの事、塩上荷ニ而も、又會所ニ而茂、重々申其余委細之義ハ此間之書面ニ有之候通

一井原様御領分百姓江他所分参り濱方江出候日雇宿仕候処、此内濱方へ日雇ニ出候得者、宿賃不申出シ候事

一御庄屋迄上荷船墨附之義、漕取之上荷船、今以浦方分乗廻シ不仕、此間直八殿花香江御出之節ハ上荷一件御庄屋ニ而凡相濟候様ニ而、御出萩浦方墨附メリ書ニ付、追々懸引仕、直八殿申上之様子与違ひ候、墨附者御屋補江御伺不仕メハ不相成与返答御庄屋迄仕居候、右ニ付延引仕候間、此段いかゞ仕候哉、被成御沙汰可被下候

一浦方与参り懸リニ付、御拝領地之内、干潟ニ而も砂取候義ハ不相成候間、早々とられ候様、小郡御勘場分御沙汰相成候様、奉願上候

右之廉々、早々御沙汰無之候而ハ、日々故障差發リ、其余色々世間風評、筆紙ニ難盡、誠以恐敷、昼夜共ニ少シも安堵仕候間ハ無御座

候、此上いか様之大変出来仕候哉、難斗、是以理悲之御沙汰御延引ニ相成候故之吏者相考申候、何卒

御上之御心入を以、早々宜敷御沙汰相成候様、奉願上候、以上

嘉永元

濱年寄

申七月

藤田庄左衛門

柴田十郎左衛門様

¹ 前掲『秋穂町史』七六三頁に「たて屋」とある。

² 年表①参照。